

《保健のお願い》

保育園とくすり



☆厚生労働省から出されている保育所保育指針に基づき、「保育所で薬を与える場合は医師の指示に基づいた薬に限定します。その際には、保護者に医師の名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参してもらいます。」と書かれております。医師と相談の結果、指示によりやむを得ず園での保育時間中に与薬が必要になった場合に限り、本園では、与薬指示書、薬情報提供書を持参してください。保護者に代わり与薬を行います。

慢性疾患（心臓病、腎臓病、てんかんなど）の治療薬、熱性けいれんの予防薬、その他医師の判断で治療上、薬の使用を必要とする場合はご相談ください。

● 薬の飲み方をかかりつけ医に相談しましょう

かぜや感染症などで受診した際、「保育園に行っています。保育園で薬をのまなくていいようにしてください」とお願いしてみてください。1日2回の服用ですむ薬もあります。または、1日3回でも、「朝、帰宅時、寝る前」の服用が可能か相談してみてください。

● 薬を飲んでいることを保育園にお知らせください

薬をのみながら登園する場合があるかと思いますが、薬の影響で、「眠くなる、食欲がなくなる、興奮する、発疹が出る」などの症状が出ることがあります。服薬中は子どもの状態の変化にも目を配らなければならないので、「何の薬を」「何日分出され」「朝・夕のんでいる」など、必ずお知らせください。

● 保育園で薬を服用する場合

保護者と園との信頼関係において、園の職員が保護者に代わり、薬を服用させます。集団生活であることで、誤った投薬をなくすためにも、以下のことをご協力ください。

☆ 園で取り扱う薬は診察した医師が処方したものに限ります。（市販薬は不可）

☆ 提出が必要な書類 *必要時、園へお知らせください。もしくは HP よりダウンロードしてください。

①『与薬依頼書』（保護者が記入）

③ 薬剤情報提供書（薬についての注意事項を記載した文書）

☆ 園で預かる薬は、過去に保護者の方が与えて異常がなかった薬に限ります。

☆ 以下のような場合は、園で与薬できないことがあります。

- ・ 服用を嫌がる、吐くなどして飲ませられないとき。
- ・ 与薬依頼書がない場合。

☆ 薬を与える際の注意

- ・ 薬は、当日与薬する分（1回分）のみ毎回持参する。
- ・ 薬包（薬の袋）、水薬の容器には、子どもの組・名前をマジックなどで大きく記載する。
- ・ 与薬依頼書、薬剤情報提供書、薬をクリアバックに入れ、職員に手渡しする。

☆ 医師の文書について

- ・ 処方内容に変更があれば、新規の与薬依頼書・薬剤情報提供書が必要です。

